



県央だより

Vol.22
2015年12月

平成27年9月4日(金)、首都圏中央連絡自動車道(桶川北本IC外回り)において、埼玉県警察本部主催のもと、「多重事故初動対応訓練」が実施され、当消防本部も参加しました。

全線開通に向け、各関係機関より総勢約160人が参加し、災害の発生に対して被害を軽減及び最少とするため、各関係機関との連携強化を図りました。



平成27年度全国統一防火標語

無防備な 心に火災が かくれんぼ

人事行政の運営等の状況の公表

埼玉県央広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表における条例に基づき、平成26年度における組合職員の給与や勤務時間その他勤務条件などの人事行政のあらましをお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況 (平成26年度)

区分	男性	女性	合計
消防職	12人	1人	13人

※再任用職員(短時間勤務職員)は、4名採用しています。

(2) 職員の退職者数 (平成26年度)

定年退職	死亡退職	自己都合	合計
13人	1人	1人	15人

(3) 部門別職員数 (平成26年度)

一般行政	消防部門	合計
1人	326人	327人

※再任用職員(短時間勤務職員)4名は含みません。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

平成26年度の人件費は、2,746,835千円で、歳出額に対する人件費率は61.7%です。

(2) 職員給与費の状況 (一般会計決算)

職員数	給料	職員手当	期末・勤勉手当	給与費/1人
326人	1,320,635千円	721,947千円	479,301千円	6,266千円

(3) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況(平成27年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
消防職	304,000円	38.6歳
一般職	372,000円	58.0歳

(4) 職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	大学卒	高校卒
消防職・一般職	180,800円	151,800円

(5) 職員手当の状況

- ① 平成26年度の期末・勤勉手当の支給割合は4.10月です。
- ② 平成26年度の地域手当の総支給額が39,749千円(支給率は30%)で、職員1人あたりの平均支給年額は122千円です。
- ③ 平成26年度の時間外手当の総支給額が46,082千円で、職員1人あたりの平均支給年額は208千円です。
- ④ 平成26年度の特種勤務手当の総支給額が14,664千円で、職員1人あたりの平均支給年額は46千円です。

(6) 特別職の報酬等の状況 (平成27年4月1日現在)

管理者	副管理者	議長	副議長	議会運営委員会委員長	議会運営委員会副委員長	議員
24,400円	20,800円	20,800円	20,000円	19,200円	18,400円	17,600円

※報酬は月額です。

※上記報酬の他に、期末手当として年間4.10月分が支給されます。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- (1) 1週間の勤務時間数(平成26年度)
毎日勤務職員・交替制勤務職員の勤務時間は、ともに1週間あたり38時間45分です。
- (2) 育児休業、看護休暇及び介護休暇の状況(平成26年度)
育児休業、看護休暇及び介護休暇を取得した職員はいませんでした。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

平成26年度において、分限処分された職員は3名いました。

5 職員のサービスの状況

- (1) 職務専念義務免除の状況(平成26年度)
承認件数は、厚生計画に参加の場合が13件となっています。
- (2) 営利企業等従事の許可状況(平成26年度)
許可件数は3件となっています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

- (1) 研修の概要
平成26年度に実施した研修は、合計で163コースあり、延べ研修人員は2,049人です。
- (2) 職員の勤務成績の評定方法
地方公務員法第40条に基づく職員の勤務成績の評定については、職務・職階ごとの評価シートを用い、複数の評定者による5段階評価の勤務評定を行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

- (1) 福祉厚生制度に係る組合の負担状況
職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法で具体的に定められています。共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である組合の負担金によって賄われています。
平成26年度は共済組合の負担金として394,167千円支出しました。
この他、平成26年度は、消防職員等互助会への助成金として907千円支出しました。
- (2) 公務災害の発生状況
平成26年度に公務災害又は通勤災害と認定された件数は2件ありました。

8 公平委員会からの報告

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況

平成26年度は、措置要求案件は0件、不服申立て案件は1件ありました。

問合せ 総務課 ☎048-597-2001

組合議会(臨時会・定例会)のお知らせ

平成27年第1回臨時会が5月25日(月)に、平成27年7月定例会が7月28日(火)に開会されました。

提出議案とその結果は、次のとおりです。

平成27年第1回臨時会提出議案	結 果
専決処分の承認を求めることについて(埼玉県央広域事務組合行政手続条例の一部を改正する条例)	承 認
専決処分の承認を求めることについて(埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	承 認

平成27年7月定例会提出議案	結 果
埼玉県央広域事務組合職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
財産の取得について(屈折はしご付消防ポンプ自動車)	原案可決
財産の取得について(化学消防ポンプ自動車)	原案可決
平成27年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第1号)	原案可決

問合せ 総務課 ☎048-597-2001

消防・救急フェアを実施しました

市民の皆さんに消防をより身近に感じ、消防行政への理解を深めてもらうとともに、火災予防の普及啓発を図るため、9月12日(土)にヘイ・ワールド駐車場、11月3日(祝)に桶川市民まつり、11月8日(日)にかわさとフェスティバルにおいて、「消防・救急フェア」を開催しました。

各会場では、火災予防、応急手当、消火器体験等のコーナーに、多くの皆さんのご参加をいただき、防災意識の高まりが感じられました。

例年9月から11月にかけて、鴻巣市、桶川市及び北本市で開催を予定していますので、来年もお待ちしております。



問合せ 予防課 ☎048-597-2004

市民公募による救命講習のお知らせ

救命講習を受講することで、心肺蘇生法、AEDの使用法、止血法などの応急手当を学ぶことができ、身近な人が急に倒れた時に素早い応急手当を行うことができます。

当消防本部では、一般の人が個人で参加できる「普通救命講習(受講時間3時間)」や「上級救命講習(受講時間8時間)」を毎月1回開催しています。詳しくは、当消防本部ホームページ (<http://www.ken-o.or.jp/firehead/index.html>) で確認できます。皆さんのご参加をお待ちしております。

問合せ 救急課 ☎048-597-2119

入浴事故を防ぐために

入浴事故は、温度差による血圧の変化で意識を失い、発見時には心肺停止状態で発見されることが多い事故で、全国的に見ても高齢者の方が入浴中に起こるケースが多くなっています。

全国の統計によると、入浴事故は11月～3月の寒い時期に集中し、特に12月～2月の厳寒期に多く発生しており、当本部管内においても寒い時期に発生しています。

体温との差ができるだけ少なくなるような環境で入浴することが大切で、それには脱衣所が寒過ぎず、お湯の温度が熱過ぎないことが重要です。

《入浴事故を未然に防ぐために以下の点をお勧めします。》

- ・脱衣所が寒い場合は、できれば暖房器具を使い暖める。
- ・お湯の温度は41℃以下にする。
- ・これから入浴することを本人から家族に伝えてもらう。
- ・入浴前にかけ湯をする。
- ・高齢者が入浴している時は、家族が様子を見に行ったり頻りに声をかけたりする。
- ・浴槽の出入り場に段や手すりを設置する。



問合せ 救急課 ☎048-597-2119

携帯電話からの119番通報

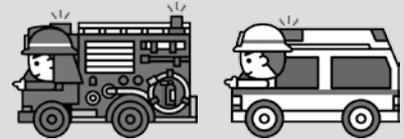
携帯電話から119番通報した場合、電話をかけている地域を管轄する消防本部につながります。

ただし、市境等で電話をかけると、電波を中継するアンテナの位置の関係上、管轄でない近隣の消防本部につながる場合があります。その際は、管轄する消防本部に転送しますので指示に従ってください。



- ・災害が発生した場所を確認してから通報してください。(正確な場所がわからないときや、屋外の場合は、近くにいる人に正確な場所を聞いてから通報するか、目標になる交差点、バス停、店舗、大きな建物、公共施設などを教えてください。)
- ・通報している場所が不明、または、電波状況が悪い場合は近くの公衆電話や固定電話からかけなおしてください。(公衆電話や固定電話の場合、管轄する消防署に直接つながります。)
- ・携帯電話による通報は、固定電話による通報よりも災害発生場所の確認に時間がかかることがあります。
- ・災害発生場所がはっきりしない場合、確認のため指令室や救急隊から電話をかけなおす場合がありますので電源を切らないでください。
- ・運転中の携帯電話の使用は禁止されています。安全な場所に停車してから通報してください。

「サイレンを鳴らさずに…」との要望がありますが、**消防車・救急車はサイレンを鳴らさずに出動することはできません。**
ご理解、ご協力よろしくお願いします。



問合せ 指令課 ☎048-595-1191

放火防止ポスターの設置をすすめています

当消防本部では、放火等による火災の発生を防止するため、自治会・町内会等のご協力をいただき、組合市内にあるゴミ集積場への放火防止ポスターの設置をお願いしています。

近年、全国的にも放火及び放火の疑いが出火原因の上位を占めており、家庭における出火防止対策のためには、不審火を防ぐ環境づくりが重要です。家の周りに燃えやすいものを放置しないなど、放火されない環境づくりを心がけましょう。

問合せ 予防課 ☎048-597-2004



発行・編集

発行：埼玉県央広域事務組合
〒365-0062
埼玉県鴻巣市箕田1638番地1
ホームページアドレス
<http://www.ken-o.or.jp/>

編集：事務局総務課
TEL 048-597-2001(代表)
FAX 048-597-3676

県央みずほ斎場からのお願い

故人が生前に愛用していた衣類、メガネ、書籍、おもちゃなどの副葬品を棺に入れると、副葬品の燃焼によりダイオキシン類が発生するとともに、焼骨に汚れが付着し、お骨を確認することが難しくなりますので、副葬品は棺に入れないうご協力をお願いします。

また、斎場に遺体を運ばれる際は、ドライアイスを取り除き、ペースメーカーを装着している場合は、必ず斎場へお申し出ください。

問合せ 県央みずほ斎場 ☎048-569-2800



この印刷物は再生紙を使用しています